

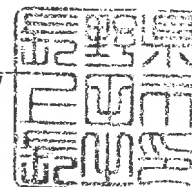
公告第71号

地方自治法第260条の46第1項の規定により、次の認可地縁団体が所有する下記不動産の所有権の移転等に係る公告申請書が提出されたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、このことについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内に上田市長に対し、異議を申し出ることができます。

令和7年4月4日

上田市長 土屋 陽



1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所の所在地

(1) 名称

手塚自治会

(2) 区域

上田市手塚全域及び前山の一部区域（1339番地、1342番地7、1343番地3、1344番地15、1386番地7、2152番地7、2155番地2、2420番地）とする。

(3) 主たる事務所の所在地

長野県上田市手塚839番地1

2 申請不動産に関する事項

(1) 土地

地目	面積	所在地
山林	99㎡	上田市手塚字竜王572番5

(2) 表題部所有者又は所有権の名義人の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称	住所
山下 佐宗太	小県郡西塩田村大字手塚473番地
樋口 勘藏	小県郡西塩田村手864番地
滝沢 重	小県郡西塩田村大字手塚983番地
滝沢 清松	小県郡西塩田村305番地
斉藤 重太郎	小県郡西塩田村大字手塚1190番地
吉野 茂七	小県郡西塩田村473番地
箱田 梅作	小県郡西塩田村361番地

金沢 欣次郎	小県郡西塩田村大字手塚 6 7 4 番地
樋口 吉次	小県郡西塩田村 1 9 1 番地
小池 五郎作	小県郡西塩田村 2 8 6 番地

3 異議を述べることができる登記関係者等の範囲

- (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
- (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
- (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者

4 異議を述べることができる期間

令和 7 年 4 月 4 日から令和 7 年 7 月 4 日まで

5 異議を述べる方法

上田市長に対し、地方自治法施行規則（昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号）第 2 2 条の 3 第 3 項に規定する異議申出書に必要事項を記載し、登記関係者等であること並びに異議申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

6 異議申出書等提出先

長野県上田市大手一丁目 1 1 番 1 6 号

上田市市民まちづくり推進部市民参加・協働推進課

電話 0 2 6 8 - 7 5 - 2 2 3 0（直通）